

独立行政法人奄美群島振興開発基金  
平成25年度業務実績評価調書（案）

平成26年8月  
国土交通省独立行政法人評価委員会

## 業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評定結果 (前回)	評定理由	意見																																																																
第二期中期計画	平成25年度計画																																																																			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1. 業務運営の効率化に関する年度計画																																																																			
<p>(1) 業務運営体制の効率化</p> <p>① 中期目標期間中に1名以上の定員削減を行う。また、審査部門と期中債権管理部門の一元化により事業者の起業段階からその後の経営安定までの支援体制を強化するとともに、長期延滞債権等特別に管理を行うことが必要な債権の集中管理の徹底を図り、効率的かつ効果的な業務運営体制に向けて、組織体制・人員配置の見直しを行う。</p>	<p>(1) 業務運営体制の効率化</p> <p>① 効率的な業務運営体制に向けて、以下の内容を含む組織体制・人員配置・定員の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務課において、担当職員が審査から期中管理まで全般的に担当することと、地域別担当制に引き続き取り組み、資金需要の動向把握、地区別相談会の実施等による相談機会の増加等を通じ、地域密着の度合いを更に高め地域金融機関として効果的な業務運営を行う。</li> <li>・業務課・管理課の債権管理業務において、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー一等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会で定期的な協議を行う。</li> <li>・保証及び融資の利用者にかかる経営及び再生支援を行うための「事業者再生支援委員会」を活用し、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援する。</li> <li>・役員会で組織体制・人員配置・定員の見直しについて定期的な協議を行う。</li> </ul>	S (S)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 効率的な業務運営に資するため、業務課において引き続き地区別担当制を維持し担当職員が審査から期中管理まで全般的に担当することで、地域密着の度合いの向上に努めている。これらの結果、保証の新規実績は件数で昨年度実績を上回ったものの、金額は下回ることとなった。また、融資の新規実績は件数で昨年度実績を下回ったものの、金額は昨年度より増加となっている。</li> </ul> <p>(単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">保証実績</th> <th colspan="2">保証残高</th> <th colspan="2">融資実績</th> <th colspan="2">融資残高</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>121</td> <td>1,611</td> <td>456</td> <td>4,764</td> <td>137</td> <td>1,452</td> <td>1,065</td> <td>6,428</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>133</td> <td>1,486</td> <td>433</td> <td>4,491</td> <td>129</td> <td>1,548</td> <td>1,047</td> <td>6,361</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>12</td> <td>△ 125</td> <td>△ 23</td> <td>△ 273</td> <td>△ 8</td> <td>96</td> <td>△ 18</td> <td>△ 67</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務課・管理課において、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー一等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会で定期的な協議を行っている。</li> </ul> <p>これらの結果、求償権回収並びに延滞貸付金回収の実績は不動産処分による回収が多かった昨年度に比して減少することとなったものの、償却求償権回収の実績においては、大口回収の成功等により昨年度より大きく増加となっている。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>求償権回収</th> <th>償却求償権回収</th> <th>損害金回収</th> <th>延滞貸付金回収</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>145,099</td> <td>17,443</td> <td>9,297</td> <td>182,020</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>109,049</td> <td>26,504</td> <td>6,398</td> <td>108,097</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>△ 36,050</td> <td>9,061</td> <td>△ 2,899</td> <td>△ 73,923</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、資産売却による債務圧縮のアドバイスを行うなど、19事業者に対して経営維持・安定、事業再生の支援を実施している。</li> <li>● 効率的な業務の実施を図るため、組織体制・人員配置について役員会で協議を行い、人事異動等への反映を行うとともに、定員の見直しについての検討を行っている。</li> </ul>		保証実績		保証残高		融資実績		融資残高		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平成24年度	121	1,611	456	4,764	137	1,452	1,065	6,428	平成25年度	133	1,486	433	4,491	129	1,548	1,047	6,361	増減	12	△ 125	△ 23	△ 273	△ 8	96	△ 18	△ 67		求償権回収	償却求償権回収	損害金回収	延滞貸付金回収	平成24年度	145,099	17,443	9,297	182,020	平成25年度	109,049	26,504	6,398	108,097	増減	△ 36,050	9,061	△ 2,899	△ 73,923	
	保証実績		保証残高		融資実績		融資残高																																																													
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																												
平成24年度	121	1,611	456	4,764	137	1,452	1,065	6,428																																																												
平成25年度	133	1,486	433	4,491	129	1,548	1,047	6,361																																																												
増減	12	△ 125	△ 23	△ 273	△ 8	96	△ 18	△ 67																																																												
	求償権回収	償却求償権回収	損害金回収	延滞貸付金回収																																																																
平成24年度	145,099	17,443	9,297	182,020																																																																
平成25年度	109,049	26,504	6,398	108,097																																																																
増減	△ 36,050	9,061	△ 2,899	△ 73,923																																																																

審査の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会の活用を図る。

② 審査情報のデータベース化、集約化の推進等により審査事務の効率化・高度化を図る。

③ 金融機関としての質的向上を図るために、外部の研修プログラム等を活用した職員の研修や資格取得を推進する。

② 審査の厳格化を図るため、理事長以下を構成員とする審査委員会において、保証及び融資に係る全申込案件を審査する。

③ 審査業務のコスト縮減を図る観点から、保証・融資業務の実施に要する電算システムの効率化・集約化の推進に努め、情報の一元管理を図るとともに事務処理の迅速化を図る。

④ 金融機関としての質的向上を図るため、研修計画を策定し外部の専門機関等の研修プログラム等を活用して年間4名以上の職員研修を行うとともに業務に資する職員の資格取得を推進する。

また、民間金融機関からの人材受入等による専門的知識の習得、役職員一体での勉強会の定期的開催、OJTの活用等により金融知識の一層の充実を図り地域金融機関としての役割強化に資する人材育成強化と組織力の向上を図る。

④ 奄美基金内部の評価・点検チームによる自己評価を行い、評価結果を業務運営に反映させる。

⑤ 奄美基金内部に設置した横断的な業務の評価・点検チームにて業務運営全般の協議を原則として毎月20日に行うこととし、必要に応じて有識者を活用しつつ、自己評

● 審査の厳格化を図るため、全案件を審査委員会で審議している。

○審議案件(25年4月～26年3月)

\* ( )は前年度実績である。

保証：133件（121件）

融資：129件（137件）

計：262件（258件）

● 審査事務の効率的な運営を図るため、顧客毎の稟議書ファイルの整備並びに取引概況表の改善を行った。また、今後の電算事務の効率化、高度化等に資するための電算システムのリニューアルについての作業に着手している。

● 職員の資質向上を図るため、年間延べ20名の通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。また、研修結果については資料及びレポート等により各課職員への周知を行っている。

①きんざい通信講座（平成25年11月～）

【2ヶ月コース】

○テーマ：2級FP技能士速習コース、金融円滑化出口戦略に強くなる講座

○受研者：業務課1名、管理課1名

【3ヶ月コース】

○テーマ：企業年金・退職金に強くなる講座、粉飾決算分析に強くなる講座、営業店コンプライアンス実践講座、債権管理・回収実践対策講座

○受研者：業務課1名、管理課1名、出先事務所2名

【4ヶ月コース】

○テーマ：2級FP技能士・学科+実技受験対策講座

○受研者：総務企画課1名

②鹿児島地方法務局管内訴訟事務担当者研修

(平成25年11月7日)

○テーマ：訴訟制度、民事訴訟法入門、事実認定に関する基本的事項について

○受研者：管理課2名

③顧問弁護士との債権管理実務等研修

(平成26年2月21日)

○テーマ：金融機関からの反社会的勢力排除について外

○受研者：業務課6名、管理課3名、総務企画課2名

● 職員の資格取得の状況は次のとおりであった。

資格名	平成25年度	取得者累計
FP1級	一	1名
FP2級	1名	4名
宅地建物取引主任者	1名	2名
ビジネス法務2級	1名	1名
簿記2級	一	2名

● 理事主催の勉強会の定期的な開催（毎週実施）及び業務プロセス改善等協議を通じ職員の金融知識の充実、経営相談スキル及び能力向上を図っている。

● 奄美基金内部に設置した業務の評価・点検チームにより、

<p>価を行う。また、適切な業務運営に資するため業務プロセスの見直しを行い各種マニュアル及び事務処理等の改善を図る。</p> <p>⑤ 内部統制の確立に向け、コンプライアンス委員会の活用等によるコンプライアンスの徹底、内部検査、監事及び会計監査人による監査の強化、財務内容等の情報開示の充実等により、実効ある業務運営体制を構築する。</p> <p>⑥ 内部規程の整備・見直しやコンプライアンスに関する研修等を定めたコンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス委員会で定期的な協議を行い、役員参加による研修会の実施及び資料配付等による啓発・周知の強化に努めるとともに進捗状況の把握及び役員会への報告等を実施し、コンプライアンスの徹底を図る。また、業務プロセスの見直し結果を反映した内部統制の体制を確立するとともに、内部検査、監事及び会計監査人による監査の計画的な実施、指摘された改善事項の事後検証を確実に行うなど、実効ある業務運営体制を構築する。</p>	<p>業務運営体制等の協議を延べ21回行い、業務実績についての自己評価（※1）、融資業務における制度改正（※2）、第三期中期計画等の作成（※3）等の検討、協議を行っている。</p> <p>（※1） ○年度計画にかかる業務実績の自己評価を行っている。</p> <p>（※2） ○融資業務における「観光関連産業振興資金」等二・三次産業向け資金の貸付期間延長について協議を行い制度改正を図っている。</p> <p>（※3） ○「独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の改廃に関する意見」（平成25年12月16日政策評価・独立行政法人評価委員会）及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）における指摘事項等を踏まえ、第三期中期計画、経営改善計画の策定にあたり検討、協議を行い各計画に反映させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● また、業務改善にかかる各プロジェクトチームにより、各種様式、マニュアル等の改正を図ることなどにより業務効率の改善、業務プロセスの共有に努めた。 ○平成25年度においては、重要物管理、債権管理・回収強化、事務コストの軽減等のプロジェクトを全体で15件実施し業務改善に努めた。</li> <li>● 奄美基金の目的に沿った内部統制活動を効果的に行うため以下の取組を実施している。       <ul style="list-style-type: none"> <li>○半期開始毎に全体会議を実施し、目標（計数、業務改善、コンプライアンス、自己啓発等）と重点戦略を職員全員で共有している。</li> <li>○組織全体の目標・課題を課毎並びに職員個人に割り当て、各々の年間の目標を明確化した。</li> <li>○毎月の定例会・役員会において、業務に係る計数並びに業務改善の進捗状況、コンプライアンスを含む諸リスクを把握し戦略の修正を図っている。</li> <li>○特に役員に加え、平成25年4月に専任配置した内部監査担当が組織横断的な改善活動を支援するクオリティコントローラーの役割も果たしており、毎月の定例会において進捗を役員・各課長に報告している。</li> <li>○コンプライアンス委員会での協議を実施（24年度：12回→25年度：14回）。25年度においては、反社会的勢力への対応を具体的に規定する等コンプライアンスマニュアルの改正（平成25年12月）を行い、コンプライアンスの強化に努めた。</li> <li>○理事長の主導によるコンプライアンス研修を実施するとともに、コンプライアンスに関する情報発信を毎月の社内報に掲載し、その啓発に努めた。</li> </ul> </li> <li>● こうした統制活動の職員への浸透度を測るため、職員意識調査を年1回実施している。</li> <li>● 内部監査については、本部各課、出先事務所の実査を行うとともに、各課の月例自己検査の促進、過去の検査結果のフォローアップ、業務実施態勢のチェック等により内部統制の強化に資するよう実施している。</li> </ul>
---	---

⑥ 調達方式の適正化を図るため、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況を公表し、フォローアップを実施するとともに、監事及び会計監査人による監査において入札及び契約の適正な実施についてチェックを受ける。

⑦ 調達方式の適正化を図るため、随意契約によることが真にやむを得ない場合を除き、競争性及び透明性を確保する観点から策定した随意契約見直し計画を踏まえた取組状況を公表し、フォローアップを実施するとともに監事及び会計監査人による監査において入札及び契約の適正な実施についてチェックを受ける。

● 監事は、「内部統制に関する事項」、「契約に関する事項」等を含む業務運営状況及び理事長の内部統制の整備・運用状況を含めた役員の職務執行状況等について、役員間での意見交換等も通じ、監査を適切に行っており、この結果、監事監査報告書における指摘等は特になされていない。

● 会計監査人による財務諸表等に対する監査も適切に行われており、この結果、会計監査人の監査報告書における指摘等は特になされていない。

● 隨意契約の見直し状況については、以下のとおり取り組んでいる。

○平成25年度における一般競争、指名競争の実績はなく、少額随意契約（「会計法」及び「予算決算及び会計令」に準拠）以外の契約状況については、

・随意契約（4件（80.0%）、4,055千円（44.6%））

（24年度：4件（80.0%）、3,762千円（43.1%））

※財務諸表の官報公告など供給を行うことが可能な業者が一の場合等であり、一般競争に付することが困難であるため。（経理規程第18条第1号の規定に基づいて実施。）

・企画競争・公募（1件（20.0%）、5,046千円（55.4%））

（24年度：1件（20.0%）、4,975千円（56.9%））

※監査契約であり、独立行政法人通則法の定めにより、会計監査人を主務大臣が選任することとなっている。

※当基金役職員2名（理事、総務企画課長）、外部審査委員1名（弁護士）からなる会計監査人候補者選定委員会において、スコアリング表により審査を実施するとともに監事の同意を得て主務大臣に候補者名簿を提出している。なお、主務大臣より選任した旨の通知が到着後、ホームページ上で応募者の審査結果、選考基準を公表している。

となっており、随意契約によることがやむを得ない契約のみである。なお、契約事務の執行体制や平成25年度の随意契約4件及び企画競争・公募1件について監査が行われ、随意契約について、真にやむを得ないものであると認められたこと等から、平成25事業年度に係る監事監査報告書及び会計監査人の監査報告書において、特に指摘等はなされていない。

○契約制度については、「経理規程」、「契約事務取扱細則」及び「契約公表基準」において、契約方式、契約事務手続、公表事項等、国の一基準に準じたものとなるよう定めている。

○これまでには企画競争・公募を行った実績はあったが、当基金の事業内容、規模等から総合評価方式に適した案件がなかったため、要領、マニュアル等は未整備となっていたのが、今後、このような契約に適した契約案件が生じる場合に備えて、平成22年10月1日付で「入札に係る総合評価方式の運用マニュアル」を制定している。また、同様に契約の再委託の例もないことから、契約書のひな型や内部規程等において措置条項は特に定めていなかったが、今後、このような調達案件が生じる場合に備えて、平成22年10月1日付で「再委託の適正化を図るために運用基準」を制定している。

○当基金では、平成22年6月作成の「随意契約等見直し計

画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、売買、貸借、請負その他契約をなす場合において競争性及び透明性を確保するものとし、随意契約の適正化に努めているところである。平成20年度において企画競争を実施した結果、一者応募となっているものについて、応募者数を増やし実質的な競争性を確保するため、引き続き以下のとおり改善方策を進めている。

・公告期間

公告は、当基金のホームページ上で企画書の公募を行うこととし、期間は2週間としていたが、3週間に延長するなどの制度改正を行ったうえで平成21年度に公告を実施したところ4者から応募があり、更に平成22年度においては5者、平成23年度においては7者、平成24年度においては5者の応募があった。

- 「随意契約等見直し計画」において、これまで随意契約だったものから競争入札に移行した事例はない。  
また、当基金の事業内容、規模等からこれまで工事等の発注・高額資産の購入等、対象となる契約がなかったことから官民競争入札は導入していない。
- 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、当基金監事1名、外部有識者2名（税理士、司法書士）からなる契約監視委員会を平成21年12月10日に設置している。なお、平成26年6月23日に第5回契約監視委員会を開催し、平成25年度に締結した競争性のない随意契約及び一般競争入札等を実施した契約について点検を行い、指摘はなされていない。
- ホームページによる公表状況は以下のとおりである。
  - ・平成25年度に締結した「競争性のない随意契約」に関する情報：平成26年6月30日
  - ・第5回契約監視委員会の議事要旨：平成26年6月30日

項目		評定結果 (前回)	評定理由								意見
第二期中期計画	平成25年度計画										
(2) 一般管理費の削減 ① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第一期中期目標期間の最終年度（平成20年度）比で15%以上に相当する額を削減する。	(2) 一般管理費の削減 ① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、以下の措置を講じ、第一期中期目標期間の最終年度（平成20年度）比で15%以上に相当する額を削減する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・各課の連携による業務の合理化及び効率的な業務の実施を図るとともに全般的な見直しを行うことにより一般管理費の抑制を図る。</li><li>・各種経費について、役職員に対し、支出状況等定期的な周知を行い、コスト意識を徹底させる。</li></ul> ② 人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めることと並んで、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。  ③ 給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。	S (S)	● 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、年度計画（対20年度計画比で12%以上削減）を上回り15.7%の削減となっている。なお、人件費（退職手当等を除く。）については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し等により、年度計画（対17年度比で8%以上に相当する額を削減）を大幅に上回り22.0%の削減となっている。	(単位：百万円、%)							
				20計画(A)	25計画(B)	B/A-1 (対20計)	25実績(C)	C/A-1 (対20計)	C/B-1 (対25計)	24実績(D) (参考)	C/D-1 (対24実)
	一 般 管 理 費	40	34	△15.0 (△6)			34	△15.7 (△6)	△0.8 (△0)	34	△0.4 (△0)
	(参考)一般管理費総額の状況										
	一 般 管 理 費	249	235	△5.8 (△14)			179	△28.2 (△70)	△23.8 (△56)	210	△14.8 (△31)
	(単位：百万円、%)										
	《総人件費改革の取組状況》										
	人 件 費 支 給 額	基準年度 (17年度)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	削 減 率		△0.7	△8.0	△13.6	△17.9	△19.5	△14.6	△19.0	△22.0	
	(単位：百万円、%)										
	【これまで講じた給与の見直し等】(注)が25年度の見直し等										
	(役員の俸給月額)										
	理事長：784千円（15計画）										
	↓										
	775千円（独法前）										
	↓										
	697千円（独法後）※経営改善策 (△78千円／△10.1%)										
	↓										
	694千円（17年12月）※人事院勧告 (△3千円／△0.43%)										
	↓										
	691千円（21年12月）※人事院勧告 (△3千円／△0.43%)										
	↓										
	689千円（22年12月）※人事院勧告 (△2千円／△0.29%)										
	↓										
	685千円（24年4月）※人事院勧告 (△4千円／△0.58%)										
	↓										
	618千円（24年4月～）※臨時特例措置 (△67千円／△9.77%)										

理 事 : 6 4 0 千円 (15計画)  
 ↓  
 6 3 3 千円 (独法前)  
 ↓  
 5 6 9 千円 (独法後) ※経営改善策  
 (△ 6 4 千円／△ 10. 1 %)  
 ↓  
 5 6 7 千円 (17年12月) ※人事院勧告  
 (△ 2 千円／△ 0. 35 %)  
 ↓  
 5 6 5 千円 (21年12月) ※人事院勧告  
 (△ 2 千円／△ 0. 35 %)  
 ↓  
 5 6 3 千円 (22年12月) ※人事院勧告  
 (△ 2 千円／△ 0. 35 %)  
 ↓  
 5 6 0 千円 (24年4月) ※人事院勧告  
 (△ 3 千円／△ 0. 53 %)  
 ↓  
5 0 5 千円 (24年4月～) ※臨時特例措置  
 (△ 5 5 千円／△ 9. 77 %)

(役員の特地勤務手当)  
俸給月額 × 12% (15計画、独法前) → 廃止 (独法後)  
※ 経営改善策

(役員の特別手当)  
 支給率：3. 50月（15計画）→ 3. 30月（独法前）  
           → 3. 35月（17年度）※人事院勧告（+0. 05月）  
           → 3. 10月（21年度）※人事院勧告（△0. 25月）  
           → 2. 95月（22年度）※人事院勧告（△0. 15月）  
           → 2. 95月 × 90. 23%（24年度～）※臨時特例措置

(職員給与)  
職員俸給表の改定：平均改定率 △0.32%（17年12月）  
※人事院勧告  
職員俸給表の見直し：平均改定率 △4.8%（18年4月）

※人事院勧告  
勤務成績に基づく昇給制度の導入  
(18年4月) ※人事院勧告  
職員俸給表の改定：平均改定率 △0.2% (21年12月)  
※人事院勧告

定期昇給：全職員見送り（22年1月）※経営改善策  
職員俸給表の改定：平均改定率△0.08%（22年12月）

職員俸給表の改定：平均改定率 △0.26%（24年4月）  
※人事院勧告

俸給月額の減額 : 4.77% ~ 9.77% (24年4月~)  
※臨時特例措置  
(地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給についても同様)

(職員諸手当)  
 扶養手当：配偶者 14,000円（15計画）→ 13,500円  
 （独法前）→ 13,000円（17年12月）  
 ※人事院勧告（△500円）  
 : 3人目以降の子等 5,000円（改正前）  
 → 6,000円（19年4月）  
 ※人事院勧告（配偶者以外の

扶養親族である子等と同額、  
+ 1, 000 円)

: 配偶者以外の扶養親族である子等

6, 000 円 (改正前)

→ 6, 500 円 (20年3月)

※人事院勧告 (+ 500 円)

住居手当：自宅に係る住居手当

→新築購入後5年間、月額 2, 500 円

廃止 (21年12月) ※人事院勧告

管理職手当：本俸月額の 16 % 以内 (改正前)

一定額化 (19年4月) ※人事院勧告

: 中期計画期間中の20年度までは 20 % カット

※経営改善策

: 中期計画期間中の25年度までは 20 % カット

※経営改善策

地域手当既受給者の異動に伴う支給措置の廃止

(19年4月) ※経営改善策

(職員の特別手当)

支給率：4. 6 5月 (15計画) → 4. 4 0月 (独法前)

→ 4. 4 5月 (17年度) ※人事院勧告 (+ 0. 0 5月)

→ 4. 1 5月 (21年度) ※人事院勧告 (△ 0. 3 0月)

→ 3. 9 5月 (22年度) ※人事院勧告 (△ 0. 2 0月)

→ 3. 9 5月 × 90. 2 3 % (24年度～) ※臨時特例措置

(本部職員の特地勤務手当)

俸給月額 × 12 % (15計画、独法前) → 俸給月額 × 9% (17年度)

※経営改善策

→ 俸給月額 × 6% (18年度)

※経営改善策

→ 俸給月額 × 3% (19年度)

※経営改善策

→ 廃止 (20年度)

※経営改善策

(出先事務所職員の特地勤務手当)

俸給月額 × 16 % (24年度まで) → 俸給月額 × 12 % (25年度)

※経営改善策

(役職員の退職手当)

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講じている。

【役員】

平成25年4月1日以降に退職する役員について、国家公務員に準じた調整率(※)を設定し、退職手当支給基準の引下げを実施。

※①退職日が平成25年4月1日～平成25年9月30日 → 98/100

②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 → 92/100

③退職日が平成26年7月1日～ → 87/100

【職員】

平成25年6月30日以降に退職する職員について、国家公務員に準じた調整率(※)を設定し、退職手当支給基準の引下げを実施。

※①退職日が平成25年6月30日～平成25年9月30日 → 98/100

②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 → 92/100

③退職日が平成26年7月1日～ → 87/100

[参考]平成25年度役職員の報酬・給与等公表資料より

【対国家公務員ラスパイレス指数（事務・技術）】

○指数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指数	113.7	108.5	106.0	101.2	101.4	96.2	93.4	95.0

	24年度	25年度
指数	96.2	93.1

○給与水準の適切性の検証

・国からの財政支出について

支出予算の総額に占める国からの財政支出割合：6.9%  
(国からの財政支出額（出資金）200,000千円、支出予算の  
総額2,907,644千円：平成25年度予算)

・累積欠損額について

累積欠損額：5,736,579千円（平成24年度決算）  
(検証結果)

当基金は、奄美群島内の中小零細事業者を対象に債務保証及び融資業務を行っている。累積欠損額は、自己査定結果及び引当金基準に基づき適切に引当金を計上したことなどによるものである。この累積欠損額の早期解消が喫緊の課題であることから、審査の厳格化、期中管理の強化、一般管理費の抑制などによる財務内容の改善に努めているところである。

これらの取り組みを通じて、給与水準についても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるなど適切なものとなるよう努めている。（対国家公務員ラスパイレス指数93.1）

○講ずる措置

・管理職手当について、中期計画期間中（平成30年度まで）は20%削減を維持する。

・徳之島及び沖永良部島に在勤する職員に支給している特地勤務手当について、支給率を当分の間引き下げる。

※20%→16%（平成24年4月）→12%（平成25年4月）  
→8%（平成26年4月）

（旅費）

12百万円（15計画）→9百万円（17実績）

（対15計画△3百万円／△29.0%）

→7百万円（18実績）

（対15計画△5百万円／△37.9%）

→7百万円（19実績）

（対15計画△5百万円／△38.0%）

→9百万円（20実績）

（対15計画△3百万円／△22.2%）

12百万円（20計画）→8百万円（21実績）

（対20計画△4百万円／△34.5%）

→9百万円（22実績）

（対20計画△3百万円／△28.5%）

→5百万円（23実績）

（対20計画△7百万円／△57.5%）

→9百万円（24実績）

（対20計画△3百万円／△21.0%）

→8百万円（25実績）

（対20計画△4百万円／△31.4%）

○支出管理担当者を総務企画課長と定め、毎月の役員会等に予算執行状況を報告し、協議を行っている。福利厚生費については、法令上必要な経費（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、児童手当拠出金）以外は支出していない。

○平成24年度給与水準の適正性について検証を行い、その結果を平成24事業年度業務実績報告書に記載のうえ、国土交通省独立行政法人評価委員会及び財務省独立行政法人評価委員会の評価を受けるとともに、ホームページ上で公表している。

また、平成25年度給与水準（役員報酬額、ラスパイレス指數等）についても、ホームページ上で公表している（平成26年6月30日）。

● なお、地域の給与の比較については、当基金が組織運営を行っていくため中枢機能たる本部は奄美市に存在していることや、業務自体、金融や債権管理という法的な知識が必要など相当高度な知識が必要な面もあることも考慮すべき重要な事項である。

項目		評定結果 (前回)	評定理由	意見																		
第二期中期計画	平成25年度計画																					
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画																					
<p>(1) 保証業務</p> <p>奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化</p> <p>審査の厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用等を行う。</p> <p>標準処理期間 6日</p>	<p>(1) 保証業務</p> <p>奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化</p> <p>標準処理期間を6日に設定し、以下の措置を講じること等により事務処理を迅速化し、引き続きその期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査能力の向上を図るため、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。</li> </ul>	A (A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標準処理期間内に処理を行った割合は、96.2%となっている。引き続き、スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。</li> <li>● 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。(P2記載事項再掲)       <ul style="list-style-type: none"> <li>○きんざい通信講座(平成25年11月～)           <ul style="list-style-type: none"> <li>【2ヶ月コース】               <ul style="list-style-type: none"> <li>○テーマ：2級FP技能士速習コース、金融円滑化出口戦略に強くなる講座</li> <li>○受研者：業務課1名、管理課1名</li> </ul> </li> <li>【3ヶ月コース】               <ul style="list-style-type: none"> <li>○テーマ：企業年金・退職金に強くなる講座、粉飾決算分析に強くなる講座、営業店コンプライアンス実践講座、債権管理・回収実践対策講座</li> <li>○受研者：業務課1名、管理課1名、出先事務所2名</li> </ul> </li> <li>【4ヶ月コース】               <ul style="list-style-type: none"> <li>○テーマ：2級FP技能士・学科+実技受験対策講座</li> <li>○受研者：総務企画課1名</li> </ul> </li> <li>○鹿児島地方法務局管内訴訟事務担当者研修                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(平成25年11月7日)</li> <li>○テーマ：訴訟制度、民事訴訟法入門、事実認定に関する基本的事項について</li> <li>○受研者：管理課2名</li> </ul> </li> <li>○顧問弁護士との債権管理実務等研修                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(平成26年2月21日)</li> <li>○テーマ：金融機関からの反社会的勢力排除について外</li> <li>○受研者：業務課6名、管理課3名、総務企画課2名</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 理事主催の勉強会の定期的な開催(毎週実施)及び業務プロセス改善等協議を通じ職員の金融知識の充実、経営相談スキル及び能力向上を図っている。</li> <li>● 職員の資格取得の状況は次のとおりであった。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格名</th> <th>平成25年度</th> <th>取得者累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FP1級</td> <td>一</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>FP2級</td> <td>1名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>宅地建物取引主任者</td> <td>1名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>ビジネス法務2級</td> <td>1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>簿記2級</td> <td>一</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> </li></ul>	資格名	平成25年度	取得者累計	FP1級	一	1名	FP2級	1名	4名	宅地建物取引主任者	1名	2名	ビジネス法務2級	1名	1名	簿記2級	一	2名	
資格名	平成25年度	取得者累計																				
FP1級	一	1名																				
FP2級	1名	4名																				
宅地建物取引主任者	1名	2名																				
ビジネス法務2級	1名	1名																				
簿記2級	一	2名																				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係金融機関と群島内事業者の業況等について随時情報交換を行う。</li> <li>・申込事業者の財務諸表分析等について中小企業信用情報データベースシステムを活用する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行っている。(53回)</li> <li>● 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者による財務諸表データ活用についての研修を行っている。</li> </ul>
②適切な保証条件の設定 保証料率をはじめとする保証条件について、業務運営に必要なコストを踏まえつつ、奄美基金の政策金融としての役割、保証リスク、新たな資金需要等を勘案した条件設定を行う。 また、台風常襲地帯である等の自然的特性を踏まえて設けられている激甚災害等保証については、上記に加え、近年の災害状況等も踏まえながら、条件設定を行う。 なお、保証条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う保証制度の状況等を勘案し、適時適切な条件設定の見直しを行う。 さらに、地方公共団体が設定する制度保証について、奄美群島の産業特性及び地域内事業者の状況を踏まえつつ、新たな産業育成に資する新規制度の創設及び既存制度の改善等について地方公共団体と定期的な会議を開催する等連携して取り組んでいく。	<p>②適切な保証条件の設定 適切な保証条件の設定を行うため、以下の施策に取り組む。 イ 保証限度額及び民間金融機関との適切なリスク分担の在り方等について検討を行う。</p> <p>ロ 信用保証協会等他の保証機関の保証料率、保証限度等の保証条件について、調査、資料の収集・整理等を行い、奄美基金の保証条件との比較検討を行う。</p> <p>ハ 鹿児島県が開催する「中小企業融資制度研究会」等制度資金関係会議に出席し、鹿児島県が設定する制度保証について、新規制度の創設及び既存制度の改善等について協議を行う。</p> <p>二 奄美基金において、商工会の経営指導員等を構成員とする保証業務関係者会議を開催し、保証条件、各地域の保証需要についての意見徴求を行う。</p> <p>木 上記の結果を踏まえ、現在の保証条件の設定が適切なものであるかどうか評価・点検チームで検討を行い、役員会に報告及び協議を行う等必要に応じて保証条件の見直しを行う。</p>	A (A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保証のカバー率の引き下げについては、平成19年11月に金融機関が代位弁済の一部を負担する「責任共有制度」を導入しており、民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止等に資するものとして、平成25年度においても引き続き対応している。 ※平成25年度末保証残高：44.9億円中、責任共有制度適用分は33.3億円(74.2%)。</li> <li>● 国の緊急総合対策として全国の信用保証協会において導入された「セーフティネット保証」について、奄美群島地域における同制度の受付窓口を引き続き設置している。 (受付窓口設置：平成20年9月24日) (平成24年度申込受付実績：48件 939百万円) (平成25年度申込受付実績：59件 1,133百万円) ※セーフティネット保証 取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、業況の悪化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し金融円滑化を図るための保証制度。</li> <li>● 鹿児島県主催の「中小企業融資制度研究会」へ出席し、新規制度及び既存制度の見直し等について協議を行っている。 ○開催日：平成25年8月21日 ○出席者：鹿児島県内金融機関、信用保証協会、商工会議所連合会、商工会連合会、奄美基金 等 ○テーマ：県融資制度の運用及び課題にかかる意見交換</li> <li>● 奄美基金主催の「保証業務関係者会議」を開催し、既存の保証条件、地元の保証需要について、意見の聴取・交換等を行っている。 ○開催回数：19回 ○出席者：金融機関担当者、商工会担当者等 ○テーマ：保証業務の概要、実績状況、保証制度の周知、基金に対する要望等</li> <li>● 以上の協議等を踏まえ、現在の保証条件の設定が適切であるかどうか内部で検討し、平成26年4月からの保証制度等の改善に活かしている。 ①「経営力強化資金」(鹿児島県保証制度)の創設 ・県内で現に営む事業を1年以上継続している中小企業者及び組合で、金融機関及び認定経営革新等支援機関(主務大臣の認定を受けた税理士など外部の専門家)の支援を受けて、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うものに対する保証。 (決定日：平成26年4月1日、施行日：平成26年4</li> </ul>

月 1 日)

② 女性や青年による創業の促進

- ・女性や青年（30歳未満）の信用保証料率を引き下げ、女性や青年の創業を支援する。  
(対象資金) 「創業支援資金」

③ 「かごしま産業おこし資金」（鹿児島県保証制度）の拡充

- ・鹿児島県が実施する食品関連産業振興プロジェクトに参加する事業者の信用保証料率を引き下げ、新商品開発や新市場開拓等に取り組む企業を支援する。

④ 鹿児島県中小企業制度資金に係る特別対策の期限延長

- ・中小企業者の信用保証料負担のさらなる軽減を図るために、次の措置を1年間延長した。

(対象資金) 「中小企業振興資金」の運転設備資金、

「小規模企業活力応援資金」

(保証料引き下げ率) 0%～0.15%

※通常分からこの率を更に引き下げ

(取扱期限) 平成26年3月31日

→ 平成27年3月31日

● 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を隨時行っている。（53回）

● なお、保証業務における求償権損害金の適切な債権管理を図るため「債権管理マニュアル」等関連規程の改正を行うとともに帳簿整備、運用等による管理の徹底、納入督促等必要な債権管理の強化措置を図った。

項目		評定結果 (前回)	評定理由	意見																		
第二期中期計画	平成25年度計画																					
<p>(2) 融資業務</p> <p>奄美基金は、融資業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化</p> <p>審査の厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用を行う。</p> <p>標準処理期間 9日</p>	<p>(2) 融資業務</p> <p>奄美基金は、融資業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化</p> <p>標準処理期間を9日に設定し、以下の措置を講じること等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査能力の向上を図るため、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。</li> </ul>	A (A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標準処理期間内に処理を行った割合は、99.2%となっている。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。</li> <li>● 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。(P2記載事項再掲)       <ul style="list-style-type: none"> <li>○きんざい通信講座(平成25年11月～)           <ul style="list-style-type: none"> <li>【2ヶ月コース】               <ul style="list-style-type: none"> <li>○テーマ：2級FP技能士速習コース、金融円滑化出口戦略に強くなる講座</li> <li>○受研者：業務課1名、管理課1名</li> </ul> </li> <li>【3ヶ月コース】               <ul style="list-style-type: none"> <li>○テーマ：企業年金・退職金に強くなる講座、粉飾決算分析に強くなる講座、営業店コンプライアンス実践講座、債権管理・回収実践対策講座</li> <li>○受研者：業務課1名、管理課1名、出先事務所2名</li> </ul> </li> <li>【4ヶ月コース】               <ul style="list-style-type: none"> <li>○テーマ：2級FP技能士・学科+実技受験対策講座</li> <li>○受研者：総務企画課1名</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○鹿児島地方法務局管内訴訟事務担当者研修(平成25年11月7日)           <ul style="list-style-type: none"> <li>○テーマ：訴訟制度、民事訴訟法入門、事実認定に関する基本的事項について</li> <li>○受研者：管理課2名</li> </ul> </li> <li>○顧問弁護士との債権管理実務等研修(平成26年2月21日)           <ul style="list-style-type: none"> <li>○テーマ：金融機関からの反社会的勢力排除について外</li> <li>○受研者：業務課6名、管理課3名、総務企画課2名</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 理事主催の勉強会の定期的な開催(毎週実施)及び業務プロセス改善等協議を通じ職員の金融知識の充実、経営相談スキル及び能力向上を図っている。</li> <li>● 職員の資格取得の状況は次のとおりであった。</li> </ul> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>資格名</th> <th>平成25年度</th> <th>取得者累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FP1級</td> <td>一</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>FP2級</td> <td>1名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>宅地建物取引主任者</td> <td>1名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>ビジネス法務2級</td> <td>1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>簿記2級</td> <td>一</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table>	資格名	平成25年度	取得者累計	FP1級	一	1名	FP2級	1名	4名	宅地建物取引主任者	1名	2名	ビジネス法務2級	1名	1名	簿記2級	一	2名	
資格名	平成25年度	取得者累計																				
FP1級	一	1名																				
FP2級	1名	4名																				
宅地建物取引主任者	1名	2名																				
ビジネス法務2級	1名	1名																				
簿記2級	一	2名																				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係金融機関と群島内事業者の業況等について随時情報交換を行う。</li> <li>・ 申込事業者の財務諸表分析等について、中小企業信用情報データベースシステムを活用する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行っている。（20回）</li> <li>● 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているC R D 協会の担当者による財務諸表データ活用についての研修を行っている。</li> </ul>
<p>② 適切な貸付条件の設定</p> <p>奄美群島の産業特性を踏まえた貸付金利、償還方法等を定めているところであるが、既存メニューの利用状況や業務運営に必要なコストを踏まえつつ、奄美基金の政策金融としての役割、奄美群島の産業特性及び地域内事業者の資金需要、市中金利等を勘案した条件設定を行う。</p> <p>なお、融資条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う融資制度の状況等を勘案し、適時適切な条件設定の見直しを行う。</p>	<p>② 適切な貸付条件の設定</p> <p>適切な貸付条件の設定を行うため、以下の事項に取り組むこととする。</p> <p>イ 政府系金融機関等他の融資機関の貸付利率、貸付限度等の貸付条件について、調査、資料の収集・整理等を行い奄美基金の制度との比較検討を行う。</p> <p>ロ 奄美基金において、各市町村の産業関係課を構成員とする融資業務関係者会議を開催し、貸付条件、各地域の資金需要についての意見徴求を行う。</p> <p>ハ 上記の結果を踏まえ、現在の貸付条件の設定が適切なものであるかどうか評価・点検チームで検討を行い、役員会に報告及び協議を行う等必要に応じて貸付条件の見直しを行う。</p>	<p>A (A)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 奄美基金の貸付金利について、株式会社日本政策金融公庫（第一次産業は（農林水産事業）、第二次・三次産業は（国民生活事業）に準じて毎月設定しており、適切な金利設定に努めている。</li> <li>● 奄美基金の収支状況を総体的に改善するため、引き続き、事業者の財務情報に基づき、リスク区分に応じた段階的な金利設定を行っている。</li> <li>● 奄美基金主催の「融資業務関係者会議」を開催し、既存の融資条件、地元の融資需要について意見の聴取・交換等を行っている。 ○開催回数：13回 ○出席者：市町村担当者、金融機関担当者等 ○テーマ：融資業務の概要、実績状況、制度及び手続き等の周知、基金に対する要望等</li> <li>● 以上の対応等を含め、現在の融資制度、融資条件等の設定の適切性等について検討、協議を行い「観光関連産業振興資金」等二・三次産業向け資金の貸付期間延長について制度改正要望を図っている。</li> <li>● なお、融資業務の適正な事業実施を図るため、対象となる個別融資先に対する事業完了報告に係る疎明資料の徴求、実地確認等事業完了確認事務の徹底を図っている。</li> </ul>

項目		評定結果 (前回)	評定理由	意見																								
第二期中期計画	平成25年度計画																											
<p>(3) 保証業務、融資業務共通事項</p> <p>① 利用者に対する情報提供</p> <p>奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用して、業務概要、業務方法書や財務諸表等奄美基金に関する情報や事業経営の参考となる情報等を分かりやすく提供する。</p> <p>これらの情報については、原則として、発表と同日中に窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載するものとする。</p> <p>また、地元市町村広報誌等を活用することにより情報提供の充実を図る。</p>	<p>(3) 保証業務、融資業務共通事項</p> <p>① 利用者に対する情報提供</p> <p>利用者に対し、奄美基金の財務内容に関する情報や業務の紹介及び産業経済等に関する情報をわかりやすく提供するため、ホームページの構成、掲載事項等について見直しを行う。</p> <p>また、窓口において提供する情報についても利用者の利便性等を考慮し、充実を図る。</p> <p>情報提供に当たっては、原則として、発表と同日中に、窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載する。</p> <p>また、新規情報について、地元市町村の広報誌等へ隨時掲載を依頼する。</p>	A (A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者や関係機関の利便性を踏まえ、ホームページ改善プロジェクトを通じて平成25年1月に全面的なホームページの掲載内容、構成等の改善及び群島内地方自治体との相互リンクの設定を行うとともに、引き続き、本部及び出先事務所の窓口や応接室に業務概要、財務諸表等の資料を備え付けることにより、利用者や来客者に対し、分かりやすく情報を提供するよう努めている。</li> <li>● 貸付金利の変更については、適用日と同日に奄美基金のホームページへ掲載し、財務諸表等その他の情報については、窓口備え付けやホームページへの掲載等を発表と同日に行うよう努めている。 ○ 窓口ではすべて同日備え付けを行っている。また、ホームページへの同日掲載は91.4%となっている。</li> <li>● また、毎月1回奄美市街地の公共施設において「土曜相談窓口」を設け、利用者に対する情報提供、資金相談受付等を実施している。(相談実績は6件)</li> <li>● 財務諸表、貸付金利等の新規情報については、ホームページへ掲載等しているところであるが、群島内事業者の奄美基金の利用促進を一層図るため、融資メニュー等について、地元市町村に対して広報・周知を依頼し、群島内12市町村のうち7市町の広報誌に8回掲載されている。(24事業年度は8市町村の広報誌に11回掲載)</li> </ul> <p>○ 広報誌掲載市町村名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>掲載月</th> <th>広報誌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奄美市</td> <td>4月号 3月号</td> <td>広報奄美市だより 広報奄美市だより</td> </tr> <tr> <td>龍郷町</td> <td>6月号</td> <td>広報たつごう</td> </tr> <tr> <td>大和村</td> <td>9月号</td> <td>広報やまと</td> </tr> <tr> <td>宇検村</td> <td>9月号</td> <td>広報うけん</td> </tr> <tr> <td>徳之島町</td> <td>4月号</td> <td>広報とくのしま</td> </tr> <tr> <td>天城町</td> <td>3月号</td> <td>広報あまぎ</td> </tr> <tr> <td>和泊町</td> <td>4月号</td> <td>広報わどまり</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	掲載月	広報誌	奄美市	4月号 3月号	広報奄美市だより 広報奄美市だより	龍郷町	6月号	広報たつごう	大和村	9月号	広報やまと	宇検村	9月号	広報うけん	徳之島町	4月号	広報とくのしま	天城町	3月号	広報あまぎ	和泊町	4月号	広報わどまり	
市町村	掲載月	広報誌																										
奄美市	4月号 3月号	広報奄美市だより 広報奄美市だより																										
龍郷町	6月号	広報たつごう																										
大和村	9月号	広報やまと																										
宇検村	9月号	広報うけん																										
徳之島町	4月号	広報とくのしま																										
天城町	3月号	広報あまぎ																										
和泊町	4月号	広報わどまり																										
<p>② 利用者ニーズの把握及び業務への反映</p> <p>資金需要等に関する利用者ニーズを把握するため、定期的なアンケート調査の実施(年4回実施)や奄美基金のホームページを活用した電子メールでの意見・質問受け付け等を行い、その結果を業務に反映させる。</p> <p>また、地域の事業者を支援するため、地方公共団体、金融機関、商工会議所等との定期的な意見交換会の実施等、連携の強化を図るとともに、職員の資質向上、奄美群島や他地域の経済・金融の調査・分析を行う等、コンサルタント機能の充実等に努める。</p>	<p>② 利用者ニーズの把握及び業務への反映</p> <p>イ 資金需要等に関する利用者ニーズを把握するため、業況、経営課題、資金調達等を調査項目とする定期的なアンケート調査を4回実施し、その結果を業務に反映させるため、評価・点検チームで検討を行い、役員会に報告及び協議を行う。</p>	S (S)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者ニーズ等を把握するため、アンケートを4回実施している。なお、利用者の声を更に業務に反映させるべく、平成25年度実施分からは内容の改正を行うとともに、利用者の満足度を数値化し利便性の向上に繋げることとした。 ○ 実施年月：25年6月、25年9月、25年12月、26年3月 調査先計：回答先数 159件 (調査先数は375件) 【アンケートの結果(概要)】            ① 貸付利率について(他金融機関比較)            ⇒ 満足以上…71.3%、普通…21.0%、不満ほか…7.7%            ② 貸付期間について(他金融機関比較)            ⇒ 満足以上…69.1%、普通…25.2%、不満ほか…5.7%            ③ 申込書類の提出量について         </li> </ul>																									

□ 奄美基金の業務内容の周知を一層図るとともに利用者の資金需要を詳細に把握するための資金説明会や業種間交流促進等を踏まえた意見交換会を4回開催する。また、災害時においては事業者の被害状況等を勘案しながら、現地における資金相談会の開催等について適時対応を行う。

ハ 地域の事業者を支援するため、引き続き地方公共団体、金融機関、商工会議所等との意見交換会を定期的に実施し、産業振興に資する各種施策、奄美群島の産業・経済動向や事業者の現況等の情報共有により連携強化を図る。また、地域経済、金融の調査・分析等の情報提供を行うとともに事業

⇒多い以上…42.0%、普通…54.1%、少ないほか…3.8%  
④職員の接客態度、対応について  
⇒満足以上…84.1%、普通…13.9%、不満ほか…1.9%  
⑤職員の資金制度等の説明について（他金融機関比較）  
⇒満足以上…79.9%、普通…17.6%、不満ほか…2.5%  
⑥申込みから融資実行までの期間について（他金融機関比較）  
⇒満足以上…57.9%、普通…32.1%、不満ほか…10.0%

#### 【アンケートによる意見、要望等】

- ・経済関係、決算書分析、起業支援等のセミナー及び交流会等の開催
- ・申込書類の簡素化（特に災害時の資金利用）
- ・貸付期間の延長、貸付利率の引き下げ
- ・職員の対応に対する不満
- ・貸付対象業種が充実している
- ・起業育成の姿勢があり対応について迅速かつ丁寧
- ・各種セミナー、アドバイス体制等支援環境が充実
- ・起業育成の姿勢を評価 等

これらの意見、要望等については次のとおり対応を行っている。

- ・新規事業、起業等への支援については創業セミナーを引き続き開催し、独立・起業の準備、事業計画書の作成及び資金調達等の説明を行ったほか、個別案件については相談窓口を設置し対応した。
- ・貸付期間については、内部で検討、協議を行い「観光連産業振興資金」等二・三次産業向け資金の貸付期間延長について制度改正要望を図った
- ・職員の対応に対する苦情等については、内容等を調査した上でコンプライアンス委員会での審議を行い、当該職員に対し注意等の処分を実施した。

なお、その他の事項については、26年度以降引き続き、評価・点検チーム等で協議・検討を行うこととしている。

- ホームページ上で業務等に関する情報を公表するとともに意見を募集している。
- 利用者の実態等を踏まえ、債権保全の多様化及び弾力的な対応を図るため、融資対象設備に対する動産担保、売掛債権に対する譲渡担保による保証、融資の対応を実施している。（保証、融資共通：8件、88百万円）
- 奄美基金の業務内容の周知及び資金需要の詳細な把握に資するため、資金説明会等を実施している。
  - 開催回数：14回
  - 出席者：金融機関及び市町村担当者、事業者の方々 等
  - テーマ：奄美基金業務の概要、保証及び融資制度の周知、利用にあたっての手続き等
- 平成25年10月に発生した台風24号において被災した事業者の方々に対する資金相談窓口を設置するとともに、ホームページや新聞掲載等により利用促進を図るために広く周知に努めている。（本部及び徳之島事務所、沖永良部事務所に特別相談窓口を設置、また、与論島において出張相談会を実施した。）（相談受付7件）
- 奄美基金主催の保証業務関係者会議、融資業務関係者会議を通じ、地方公共団体、金融機関等との意見交換を実施し

者への適切なアドバイス等を行うため、基金主催のセミナーの実施等を通じて地域に密着した金融機関としての経営サポート機能の充実に努める。

た。  
また、事業者団体への資金説明会を通じ、群島内産業、経済状況、資金需要の動向等の情報交換を直接行つたほか事業者を選定して行う経営・再生支援を実施するとともに、当基金役員が講師となって、各地域の商工会・経営者団体等に対する事業者の経営改善に向けた研修会、地域の独立・起業を計画している方々に対する創業セミナー、土曜相談窓口を実施した。この中で、更に必要性の高い事業者に対しては個別の経営指導、業務改善セミナー、経営セミナーの実施等、事業者への総合的なサポートの強化に取り組んだ。  
○研修会等開催回数：32回（延べ参加人数 559名）

項目		評定結果 (前回)	評定理由					意見																																																																																																														
第二期中期計画	平成25年度計画																																																																																																																					
3. 予算、収支計画及び資金計画	3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画																																																																																																																					
(1) 財務内容の改善 財務の健全化を図るために、以下の内容を含む収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。 ① 保証業務においては、十分な返済能力が見込まれる者を対象に保証を行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、求償権の回収に努め、奄美基金が保証している債務に係るリスク管理債権割合について、中期目標期間の最後の事業年度において35%以下に抑制することとし、着実に縮減を図る。	(1) 財務内容の改善  ① 保証業務について、以下の具体的な取組みを内容に含む「奄美群島振興開発基金経営改善策」の実施を図り、求償権回収率を8.7%以上に向上させること等により25年度末におけるリスク管理債権の割合を34.2%以下に抑制する。  (具体的な取組み) ・中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査 ・保証付き融資と金融機関独自融資の併用促進による事業者の自立化支援とリスクの分散 ・審査委員会の活用 ・保証先事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング ・法的回収の強化と効果的な対応 ・融資実施金融機関との合同督促の強化 ・督促計画の策定、督促リスト・手法の改善、債権管理委員会の活用 ・責任共有制度によるリスクの分散 ・事業者に対する経営及び再生支援の実施・フォローアップ	A (A)	<p>● 更なる債権管理体制の強化を図るために、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に努めている。</p> <p>平成25年度におけるリスク管理債権額は新規発生が昨年度に比して減少（375百万円→294百万円）し、回収も減少（380百万円→327百万円）となったものの、回収不能となった求償権の償却処理を102百万円実施した結果、3,381百万円と昨年度に比して135百万円、対計画比では213百万円の減少となっている。</p> <p>また、求償権の回収率は、保証人等の代位弁済が昨年度よりも増加したものの、不動産処分による回収が昨年度よりも減少するとともに、その他の回収も減少したことから、回収額が昨年度を下回った（145百万円→109百万円）こと等により4.8%となり、昨年度に比して1.2ポイント下回った。（対計画比では△3.9ポイント）。リスク管理債権の割合については、保証債務残高の伸び悩み等により、昨年度に比して0.3ポイント、計画対比では17.3ポイント上回る結果となっている。</p>																																																																																																																			
<p>【計画と実績との比較】 (単位：百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">20年度</th> <th colspan="2">21年度</th> <th colspan="2">22年度</th> <th colspan="2">23年度</th> </tr> <tr> <th>実績(A)</th> <th>計画</th> <th>実績(B)</th> <th>計画</th> <th>実績(C)</th> <th>計画</th> <th>実績(D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権</td> <td>4,632</td> <td>4,465</td> <td>3,880</td> <td>4,267</td> <td>3,834</td> <td>4,055</td> <td>3,707</td> </tr> <tr> <td>総残高(保証債務+求償権)</td> <td>9,914</td> <td>11,162</td> <td>8,083</td> <td>11,056</td> <td>7,168</td> <td>10,949</td> <td>7,052</td> </tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権 割 合</td> <td>46.7</td> <td>40.0</td> <td>48.0</td> <td>38.6</td> <td>53.5</td> <td>37.1</td> <td>52.6</td> </tr> <tr> <td>求 償 権 回 収 率</td> <td>3.8</td> <td>5.3</td> <td>4.4</td> <td>5.8</td> <td>5.9</td> <td>6.7</td> <td>4.3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">24年度</th> <th colspan="2">25年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績(E)</th> <th>計画(F)</th> <th>実績(G)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権</td> <td>3,832</td> <td>3,516</td> <td>3,594</td> <td>3,381</td> </tr> <tr> <td>総残高(保証債務+求償権)</td> <td>10,787</td> <td>6,862</td> <td>10,518</td> <td>6,567</td> </tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権 割 合</td> <td>35.5</td> <td>51.2</td> <td>34.2</td> <td>51.5</td> </tr> <tr> <td>求 償 権 回 収 率</td> <td>7.6</td> <td>6.0</td> <td>8.7</td> <td>4.8</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>対20実績 (G-A)</th> <th>対21実績 (G-B)</th> <th>対22実績 (G-C)</th> <th>対23実績 (G-D)</th> <th>対24実績 (G-E)</th> <th>対25計画 (G-F)</th> </tr> <tr> <th>△ 1,251</th> <th>△ 499</th> <th>△ 453</th> <th>△ 326</th> <th>△ 135</th> <th>△ 213</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権</td> <td>△ 1,251</td> <td>△ 499</td> <td>△ 453</td> <td>△ 326</td> <td>△ 135</td> <td>△ 213</td> </tr> <tr> <td>総残高(保証債務+求償権)</td> <td>△ 3,347</td> <td>△ 1,516</td> <td>△ 601</td> <td>△ 485</td> <td>△ 295</td> <td>△ 3,951</td> </tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権 割 合</td> <td>+ 4.8</td> <td>+ 3.5</td> <td>△ 2.0</td> <td>△ 1.1</td> <td>+ 0.3</td> <td>+ 17.3</td> </tr> <tr> <td>求 償 権 回 収 率</td> <td>+ 1.0</td> <td>+ 0.4</td> <td>△ 1.1</td> <td>+ 0.5</td> <td>△ 1.2</td> <td>△ 3.9</td> </tr> </tbody> </table>		20年度		21年度		22年度		23年度		実績(A)	計画	実績(B)	計画	実績(C)	計画	実績(D)	リス ク 管 理 債 権	4,632	4,465	3,880	4,267	3,834	4,055	3,707	総残高(保証債務+求償権)	9,914	11,162	8,083	11,056	7,168	10,949	7,052	リス ク 管 理 債 権 割 合	46.7	40.0	48.0	38.6	53.5	37.1	52.6	求 償 権 回 収 率	3.8	5.3	4.4	5.8	5.9	6.7	4.3		24年度		25年度		計画	実績(E)	計画(F)	実績(G)	リス ク 管 理 債 権	3,832	3,516	3,594	3,381	総残高(保証債務+求償権)	10,787	6,862	10,518	6,567	リス ク 管 理 債 権 割 合	35.5	51.2	34.2	51.5	求 償 権 回 収 率	7.6	6.0	8.7	4.8		対20実績 (G-A)	対21実績 (G-B)	対22実績 (G-C)	対23実績 (G-D)	対24実績 (G-E)	対25計画 (G-F)	△ 1,251	△ 499	△ 453	△ 326	△ 135	△ 213	リス ク 管 理 債 権	△ 1,251	△ 499	△ 453	△ 326	△ 135	△ 213	総残高(保証債務+求償権)	△ 3,347	△ 1,516	△ 601	△ 485	△ 295	△ 3,951	リス ク 管 理 債 権 割 合	+ 4.8	+ 3.5	△ 2.0	△ 1.1	+ 0.3	+ 17.3	求 償 権 回 収 率	+ 1.0	+ 0.4	△ 1.1	+ 0.5	△ 1.2	△ 3.9
		20年度		21年度		22年度		23年度																																																																																																														
	実績(A)	計画	実績(B)	計画	実績(C)	計画	実績(D)																																																																																																															
リス ク 管 理 債 権	4,632	4,465	3,880	4,267	3,834	4,055	3,707																																																																																																															
総残高(保証債務+求償権)	9,914	11,162	8,083	11,056	7,168	10,949	7,052																																																																																																															
リス ク 管 理 債 権 割 合	46.7	40.0	48.0	38.6	53.5	37.1	52.6																																																																																																															
求 償 権 回 収 率	3.8	5.3	4.4	5.8	5.9	6.7	4.3																																																																																																															
	24年度		25年度																																																																																																																			
	計画	実績(E)	計画(F)	実績(G)																																																																																																																		
リス ク 管 理 債 権	3,832	3,516	3,594	3,381																																																																																																																		
総残高(保証債務+求償権)	10,787	6,862	10,518	6,567																																																																																																																		
リス ク 管 理 債 権 割 合	35.5	51.2	34.2	51.5																																																																																																																		
求 償 権 回 収 率	7.6	6.0	8.7	4.8																																																																																																																		
	対20実績 (G-A)	対21実績 (G-B)	対22実績 (G-C)	対23実績 (G-D)	対24実績 (G-E)	対25計画 (G-F)																																																																																																																
	△ 1,251	△ 499	△ 453	△ 326	△ 135	△ 213																																																																																																																
リス ク 管 理 債 権	△ 1,251	△ 499	△ 453	△ 326	△ 135	△ 213																																																																																																																
総残高(保証債務+求償権)	△ 3,347	△ 1,516	△ 601	△ 485	△ 295	△ 3,951																																																																																																																
リス ク 管 理 債 権 割 合	+ 4.8	+ 3.5	△ 2.0	△ 1.1	+ 0.3	+ 17.3																																																																																																																
求 償 権 回 収 率	+ 1.0	+ 0.4	△ 1.1	+ 0.5	△ 1.2	△ 3.9																																																																																																																

\*リスク管理債権割合=リスク管理債権／((保証債務残高)+(求償権残高))

\*リスク管理債権の対20年度実績費:△1,251百万円

(具体的な取り組み)

- 保証業務の申込み全案件について、中小企業信用情報データベースシステムを活用している。
- 保証への依存を抑制するため、保証申込時において融資実施機関に対し、保証付以外の貸付金も促すことで金融機関プロパー資金との併用促進（保証実績133件中7件、5.3%）を行っている。（7件の保証付融資：74百万円に併せプロパー融資：158百万円を実行している。）
- 保証業務の申込み全案件について審査委員会で審議している。（133件）
- 審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。
- 大口利用先については決算書等財務諸表を徵求し業況等モニタリングを実施している。（保証・融資共通で90件）
- 平成25年度の法的手続き件数は4件である。
- 融資実施機関との合同督促を実施している。（18回）
- 督促計画の策定にあたっては、自己査定結果を踏まえた債務者区分に応じた効果的な督促業務に資するものとし、また、督促リストの活用並びに回収方針等について債権管理委員会での協議を行っている。（債権管理委員会開催 保証・融資共通で99回）
- 金融機関との適切なリスク分担を図り、両者の連携による事業者への支援体制を強化する目的で、責任共有制度が全国の信用保証協会で実施されたことから、奄美基金においてもこの改正状況を踏まえ平成19年11月に同制度の導入を行い、25年度においても運用している。
- 奄美基金を利用する事業者にかかる経営及び再生支援を行うため平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、資産売却による債務圧縮のアドバイスを行うなど、19事業者に対して経営維持・安定、事業再生の支援に努めている。

項目		評定結果 (前回)	評定理由				意見																																																																																																																			
第二期中期計画	平成25年度計画																																																																																																																									
<p>②融資業務においても、十分な返済能力が見込まれる者を対象に貸付けを行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、延滞債権の回収に努め、奄美基金が保有するリスク管理債権割合について、中期目標期間の最後の事業年度において39%以下に抑制することとし、着実に縮減を図る。</p>	<p>②融資業務についても、以下の具体的な取組みを内容に含む「奄美群島振興開発基金経営改善策」の実施を図り、リスク管理債権回収率を9.7%以上に向上させること等により25年度末におけるリスク管理債権の割合を38.7%以下に抑制する。</p> <p>(具体的な取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査</li> <li>・金融機関との協調融資の促進によるリスク分散</li> <li>・審査委員会の活用</li> <li>・融資先事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング</li> <li>・法的回収の強化と効果的な対応</li> <li>・共通債務者を持つ金融機関との連携督促</li> <li>・督促計画の策定、督促リスト・手法の改善、債権管理委員会の活用</li> <li>・事業者に対する経営及び再生支援の実施・フォローアップ</li> </ul>	A (A)	<p>●更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に努めている。</p> <p>平成25年度におけるリスク管理債権額は新規発生が昨年度に比し増加(263百万円→374百万円)したもの、回収は昨年度実績程度を維持(424百万円→417百万円)しております、回収不能となった貸付金の償却処理を3百万円実施した結果、3,422百万円と昨年度に比して46百万円、対計画比で130百万円の減少となっている。</p> <p>また、リスク管理債権の回収率は、不動産の任意処分による回収は増加したものの、債務者の分割弁済、保証人等の代位弁済等による回収が減少したことから、回収額は昨年度を下回ったが、回収率は昨年度と同様の10.9%となり、対計画比では1.6ポイント上回ることとなった。リスク管理債権の割合については、昨年度に比して0.2ポイント下回つたものの、貸付残高の伸び悩み等により対計画比では15.1ポイント上回っている。</p> <p><b>【計画と実績との比較】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">20年度</th> <th colspan="2">21年度</th> <th colspan="2">22年度</th> <th colspan="2">23年度</th> </tr> <tr> <th>実績(A)</th> <th>計画</th> <th>実績(B)</th> <th>計画</th> <th>実績(C)</th> <th>計画</th> <th>実績(D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権</td> <td>4,398</td> <td>4,225</td> <td>3,898</td> <td>4,056</td> <td>3,754</td> <td>3,886</td> <td>3,632</td> </tr> <tr> <td>貸 付 残 高</td> <td>9,502</td> <td>9,787</td> <td>8,287</td> <td>9,583</td> <td>7,161</td> <td>9,419</td> <td>6,621</td> </tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権 割 合</td> <td>46.3</td> <td>43.2</td> <td>47.0</td> <td>42.3</td> <td>52.4</td> <td>41.3</td> <td>54.9</td> </tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権 回 収 率</td> <td>7.3</td> <td>8.4</td> <td>8.1</td> <td>8.7</td> <td>8.8</td> <td>9.0</td> <td>12.7</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">24年度</th> <th colspan="2">25年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績(E)</th> <th>計画(F)</th> <th>実績(G)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権</td> <td>3,719</td> <td>3,468</td> <td>3,552</td> <td>3,422</td> </tr> <tr> <td>貸 付 残 高</td> <td>9,289</td> <td>6,428</td> <td>9,185</td> <td>6,361</td> </tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権 割 合</td> <td>40.0</td> <td>54.0</td> <td>38.7</td> <td>53.8</td> </tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権 回 収 率</td> <td>9.3</td> <td>10.9</td> <td>9.7</td> <td>10.9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>対20実績 (G-A)</th> <th>対21実績 (G-B)</th> <th>対22実績 (G-C)</th> <th>対23実績 (G-D)</th> <th>対24実績 (G-E)</th> <th>対25計画 (G-F)</th> </tr> <tr> <th>△ 976</th> <th>△ 476</th> <th>△ 332</th> <th>△ 210</th> <th>△ 46</th> <th>△ 130</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権</td> <td>△ 976</td> <td>△ 476</td> <td>△ 332</td> <td>△ 210</td> <td>△ 46</td> <td>△ 130</td> </tr> <tr> <td>貸 付 残 高</td> <td>△ 3,141</td> <td>△ 1,926</td> <td>△ 800</td> <td>△ 260</td> <td>△ 67</td> <td>△ 2,824</td> </tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権 割 合</td> <td>+ 7.5</td> <td>+ 6.8</td> <td>+ 1.4</td> <td>△ 1.1</td> <td>△ 0.2</td> <td>+ 15.1</td> </tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権 回 収 率</td> <td>+ 3.6</td> <td>+ 2.8</td> <td>+ 2.1</td> <td>△ 1.8</td> <td>-</td> <td>+ 1.2</td> </tr> </tbody> </table>		20年度		21年度		22年度		23年度		実績(A)	計画	実績(B)	計画	実績(C)	計画	実績(D)	リス ク 管 理 債 権	4,398	4,225	3,898	4,056	3,754	3,886	3,632	貸 付 残 高	9,502	9,787	8,287	9,583	7,161	9,419	6,621	リス ク 管 理 債 権 割 合	46.3	43.2	47.0	42.3	52.4	41.3	54.9	リス ク 管 理 債 権 回 収 率	7.3	8.4	8.1	8.7	8.8	9.0	12.7		24年度		25年度		計画	実績(E)	計画(F)	実績(G)	リス ク 管 理 債 権	3,719	3,468	3,552	3,422	貸 付 残 高	9,289	6,428	9,185	6,361	リス ク 管 理 債 権 割 合	40.0	54.0	38.7	53.8	リス ク 管 理 債 権 回 収 率	9.3	10.9	9.7	10.9		対20実績 (G-A)	対21実績 (G-B)	対22実績 (G-C)	対23実績 (G-D)	対24実績 (G-E)	対25計画 (G-F)	△ 976	△ 476	△ 332	△ 210	△ 46	△ 130	リス ク 管 理 債 権	△ 976	△ 476	△ 332	△ 210	△ 46	△ 130	貸 付 残 高	△ 3,141	△ 1,926	△ 800	△ 260	△ 67	△ 2,824	リス ク 管 理 債 権 割 合	+ 7.5	+ 6.8	+ 1.4	△ 1.1	△ 0.2	+ 15.1	リス ク 管 理 債 権 回 収 率	+ 3.6	+ 2.8	+ 2.1	△ 1.8	-	+ 1.2	<p>*リスク管理債権割合=リスク管理債権/貸付残高 *リスク管理債権の対20年度実績費:△976百万円</p> <p>(具体的な取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○融資業務の申込み全案件について、中小企業信用情報データベースシステムを活用している。</li> <li>○奄美基金の融資と金融機関プロパー融資との調整・協議の上、協調融資(貸付実績129件中5件、3.9%)を実行している。(5件の奄美基金融資:222百万円に併せプロパー融資:467百万円を実行している。)</li> <li>○融資業務の申込み全案件について審査委員会で審議してい</li> </ul>
	20年度		21年度		22年度		23年度																																																																																																																			
	実績(A)	計画	実績(B)	計画	実績(C)	計画	実績(D)																																																																																																																			
リス ク 管 理 債 権	4,398	4,225	3,898	4,056	3,754	3,886	3,632																																																																																																																			
貸 付 残 高	9,502	9,787	8,287	9,583	7,161	9,419	6,621																																																																																																																			
リス ク 管 理 債 権 割 合	46.3	43.2	47.0	42.3	52.4	41.3	54.9																																																																																																																			
リス ク 管 理 債 権 回 収 率	7.3	8.4	8.1	8.7	8.8	9.0	12.7																																																																																																																			
	24年度		25年度																																																																																																																							
	計画	実績(E)	計画(F)	実績(G)																																																																																																																						
リス ク 管 理 債 権	3,719	3,468	3,552	3,422																																																																																																																						
貸 付 残 高	9,289	6,428	9,185	6,361																																																																																																																						
リス ク 管 理 債 権 割 合	40.0	54.0	38.7	53.8																																																																																																																						
リス ク 管 理 債 権 回 収 率	9.3	10.9	9.7	10.9																																																																																																																						
	対20実績 (G-A)	対21実績 (G-B)	対22実績 (G-C)	対23実績 (G-D)	対24実績 (G-E)	対25計画 (G-F)																																																																																																																				
	△ 976	△ 476	△ 332	△ 210	△ 46	△ 130																																																																																																																				
リス ク 管 理 債 権	△ 976	△ 476	△ 332	△ 210	△ 46	△ 130																																																																																																																				
貸 付 残 高	△ 3,141	△ 1,926	△ 800	△ 260	△ 67	△ 2,824																																																																																																																				
リス ク 管 理 債 権 割 合	+ 7.5	+ 6.8	+ 1.4	△ 1.1	△ 0.2	+ 15.1																																																																																																																				
リス ク 管 理 債 権 回 収 率	+ 3.6	+ 2.8	+ 2.1	△ 1.8	-	+ 1.2																																																																																																																				

③独立行政法人の見直しの状況及び奄美群島振興開発審議会における協議結果等を踏まえ、具体的な繰越損金の解消に向けた計画の策定を行うとともに組織・業務の見直しを実施する。

る。（129件）  
○審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。

○大口利用先については決算書等財務諸表を徵求し業況等モニタリングを実施している。（保証・融資共通で90件）  
○平成25年度の法的手続き件数は7件である。

○共通債務者を持つ金融機関との合同督促を実施している。（6回）

○督促計画の策定にあたっては、自己査定結果を踏まえた債務者区分に応じた効果的な督促業務に資するものとし、また、督促リストの活用並びに回収方針等について債権管理委員会での協議を行っている。（債権管理委員会開催 保証・融資共通で99回）

○奄美基金を利用する事業者にかかる経営及び再生支援を行うため平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、資産売却による債務圧縮のアドバイスを行うなど、19事業者に対して経営維持・安定、事業再生の支援に努めている。

● 平成25年度末における繰越欠損金額は、当年度利益で34百万円を計上したことから5,702百万円となつた。  
繰越欠損金は独立行政法人化に伴い、民間金融機関と同等の自己査定及び引当基準に基づく適切な引当金の計上等により生じたもので、審査の厳格化、期中管理の徹底等によるリスク管理債権の削減及び一般管理費の削減等によりその削減に努めているところである。

平成25年度は、経常収益において償却求償権及び保証債務損失引当金戻入の増加等があったものの、貸付金利息収入の減少等の影響から対前年度5百万円の減少となつた。一方、引当金繰入等の経常費用については、審査の厳格化や債権管理の強化、一般管理費の抑制等に努めた結果、対前年度比10百万円の減少となつたことなどから総体的には34万円の利益を計上した。

引き続き、審査の厳格化、期中管理の徹底及び事業者に対する経営・再生支援の措置などによるリスク管理債権の削減、国家公務員の給与構造改革及び国家公務員の給与改定を踏まえた一般管理費の削減等により財務内容の健全化を進め、単年度収支の改善・繰越欠損金の早期削減に努めることとしている。

独立行政法人の見直しにあたっては、平成25年4月に奄美群島振興開発審議会のワーキンググループから同審議会に報告された「奄美群島振興開発に必要な政策金融のあり方にについて」、「独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の改廃に関する意見」（平成25年12月16日政策評価・独立行政法人評価委員会）及び「独立行政法人改革等における基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）における指摘事項等を踏まえた検討・協議を行い、一定規模の保証・融資資産の増加に伴う業務収入の増加、審査及び債権管理の徹底等によるリスク管理債権の削減、一般管理費の適切な執行管理、内部統制の充実強化の推進及び具体的な繰越欠損金の解消方策を内容とする「経営改善計画」を策定し、課題の克服に向けた取り組みを進めるとともに、今後も奄美群島経済の自立的発展に資するため、不断の見直しに努めることとしている。

【繰越欠損金の推移】

(単位：百万円)

	独立法化時点 (H16/10/1)	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末
繰 越 欠 損 金	4,989	4,958	4,934	4,917	4,886	5,038
対前年度 増 減 額 (計画)	(一)	(△31)	(△24)	(△18)	(△30)	(+152)

	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末
繰 越 欠 損 金	5,055	5,201	5,767	5,737	5,702
対前年度 増 減 額 (計画)	(+17)	(+146)	(+566)	(△30)	(△34)

③ この他、余裕金の運用については、リスク面には十分注意しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努める。

④ この他、保証業務における資金運用については、国債等による運用も含め、リスク面には十分配慮しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努める。

A  
(A)

- 収益性を勘案し、国債、地方債による運用を行っている。
  - 購入金額：3,200百万円  
(国債(短期含む)：3,200百万円)
  - 国債等保有残高：2,787百万円  
(平成24年度末比で202百万円の増加)

【平均残高等の比較】

(単位：百万円、%)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
平均残高	600	766	1,002	1,439	1,484
運用益	3	10	13	19	20
運用利回り	1.22	1.31	1.26	1.35	1.36

	21年度	22年度	23年度	24年度 (A)	25年度 (B)	(B-A)
平均残高	1,587	1,717	2,058	2,413	2,679	+ 266
運用益	20	21	24	25	25	△ 0
運用利回り	1.27	1.22	1.16	1.04	0.93	△ 0.11

(参考)

平成25年度は、平成24年度に引き続き融資業務において収益性を勘案し、国債(短期)による運用を行っている。  

- ・ 購入金額：4,100百万円
- ・ 国債保有残高：1,100百万円※年度末  
(平均残高：962百万円、運用益：1百万円、運用利回り：0.07%)

(2) 予算  
別表1のとおり(略)

(2) 予算  
別表1のとおり(略)

A  
(B)

- 予算については、収入において貸付回収金及び求償権等回収金の減少により予算額を473百万円下回っている。一方、支出において、貸付金及び代位弁済、一般管理費の減少により予算額を887百万円下回っている。
- 収支計画が、計画では純利益28百万円のところ、決算は34百万円と計画を上回る結果となっている。
- 資金計画の実績は別添のとおり適正に執行している。

(3) 収支計画  
別表2のとおり(略)

(3) 収支計画  
別表2のとおり(略)

(4) 資金計画  
別表3のとおり(略)

(4) 資金計画  
別表3のとおり(略)

4. 短期借入金の限度額 4 億円	4. 短期借入金の限度額 4 億円	A ( A )	平成 25 年度においては、適切な支出管理を行うことなどにより資金繰りの安定に努めたことから、短期借入を行うことなく、効率的な業務運営を図っている。	
5. 重要な財産の譲渡等の計画 該当なし	5. 重要な財産の譲渡等の計画 該当なし	—	平成 25 年度は該当なし。 なお、奄美基金における重要な財産は、本部事務所に係る土地及び建物のみであり、業務の実施に必要不可欠かつ必要最小限のものである。また、利用頻度の低い施設や不要な施設等は保有していない。	
6. 剰余金の使途 該当なし	6. 剰余金の使途 該当なし	—	平成 25 年度は該当なし。	
7. 施設及び設備に関する計画 該当なし	7. 施設及び設備に関する計画 該当なし	—	平成 25 年度は該当なし。	
8. 人事に関する計画  職員のインセンティブを確保し、組織の活性化を図るため、目標の管理や評価基準の明確化などにより、個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を給与・特別手当に反映させるとともに、職員の能力、資質に応じた適正な人事配置を行う。  (参考 1) 期初の常勤職員数 21名 期末の常勤職員数見込み 20名 (参考 2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 814百万円	8. 人事に関する計画  下記の方策を行う。  ( 1 ) 年度計画を踏まえた各課における業務の年度計画及び達成に向けた個別職員にかかる目標項目を設定するとともに、職務、職級に応じた評価体系を明確にし、これら実施状況と職員の取組状況を勘案した人事考課を行う。  ( 2 ) 上記結果を受け、給与、特別手当等に反映させることにより職員のインセンティブの確保を図ることとし関係規程の改正等も併せて実施する。  ( 3 ) 年度計画の達成状況を踏まえ、業務実施体制及び職員の能力、資質等を反映した人員配置を行う。	S ( S )	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職務・階級に応じて期待される能力・資質面のガイドライン（平成24年1月作成）に基づいた人事考課を実施している。</li> <li>● 定例的に年度計画と実績状況を役職員で共有し、組織全体での目標管理を行っている。 また、職員の評価にあたっては、個別の目標（評価）シートの作成により、具体的な目標項目を設定し、半期に1回の実績評価を実施している。なお、実績評価にあたっては、当事者意見、各課長等の評価、理事長の評価等段階的かつ個別面談を行なうなど詳細な評価方法で実施している。 なお、評価内容については個別面談を通じ各職員にフィードバックを行っている。</li> <li>● 個々の職員の勤務成績を給与、特別手当へ反映し、職員のインセンティブの確保を図ると同時に能力、業績等に見合った人事評価制度の検討を行い、平成25年6月に給与規程を改正し、職員能力に応じた厳格な人事制度に改め運用を行っている。 また、際だった成果、資格取得等を行った職員に対し「表彰」を実施している。</li> <li>● 職員能力に応じた人事配置については、引き続き検討、実施を進めているところであるが、25年度においては、内部統制体制の充実強化を図るために、監査を含む内部統制担当職員を専任配置（1名）したほか、長期にわたり同じ業務に従事する職員の異動を実施（2名）している。 また、25年度の計画達成状況を踏まえるとともに職員の能力等向上を図るため各課横断の研修を実施し、引き続き長期にわたり同じ業務に従事する職員の異動（2名）を実施している。</li> </ul>	

＜記入要領＞・項目毎の「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」の欄に理由を記入する。

S S : 中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S : 中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B : 中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・ S S をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

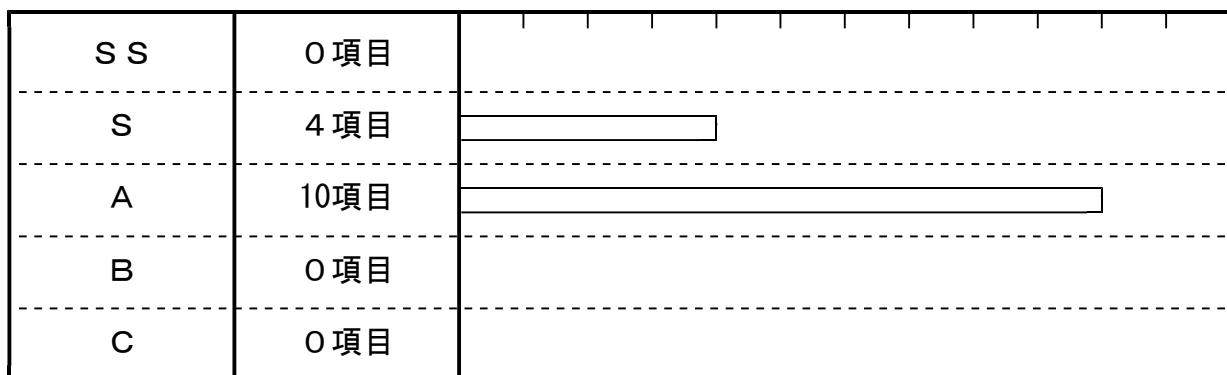
・ 必要な場合には、右欄に意見を記入する。

## 平成25年度業務実績評価調書：独立行政法人奄美群島振興開発基金

### 総合的な評定

#### 業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：14項目）



### 総合評価

#### （法人の業務の実績）

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下、「奄美基金」という。）は、奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的としている。

これら目的を達成するため、奄美基金は、引き続き保証・融資及び債権管理等の業務を実施している。

評価項目ごとにみると、評点Sになっている項目では、業務運営体制の効率化について、全体会議の実施等により内部統制活動の効果的な実施及びコンプライアンスの徹底が図られているほか、一般管理費の削減については、引き続き計画以上の実績となっている。また、利用者ニーズの把握及び業務への反映については、アンケートの内容改善が図られるとともにアンケート結果等に基づいた創業者支援及び相談受付体制の強化、制度改正に向けた取組が行われるなど適切な対応に努めたほか各種セミナーの実施により地域の事業者の経営サポートの強化が図られた。さらに、人事に関する計画については、能力、業績等に見合った人事評価制度の導入かつ適切な人員配置を実施するなど優れた実施状況にあると認められる。

次に評点Aとなっている項目では、保証、融資業務に係る事務処理の迅速化及び適切な保証・融資条件の設定が着実に実施されているほか、利用者に対する情報提供も確実に実施されている。

また、財務内容の改善について、リスク管理債権は依然として高い割合ではあるが、着実に減少させるとともに、予算・収支計画等については、昨年度より引き続き単年度黒字の計上により繰越欠損金も削減しており業務改善が認められる。

#### （課題・改善点、業務運営に対する意見等）

(その他)

- ・国においては中小企業向けのセーフティネット保証の実施や金融円滑化法期限到来後の適切な金融支援措置が図られているところであるが、これらについて奄美基金においては、引き続き、セーフティネット保証の群島内利用者からの申請受付窓口となって鹿児島県信用保証協会への進達等を行うとともに円滑化期限到来後の対応等についても積極的な相談受付・資金繰り支援等の実施に努めており、群島民へのサービスが低下しないよう適切な対応が行われている。
- ・内部統制については、役員主導の全体会議の実施等による目標並びに重点戦略の共有、各職員の年間目標の明確化、業務改善の進捗状況の定期的な把握及び統制活動の浸透度を測るための職員意識調査の実施等により効果的に行われている。
- ・地域の事業者に対して基金役員が創業、起業支援及び経営改善等について研修会を実施するなど、地域金融機関としての経営サポート的役割を発揮しているところであるが、さらに奄美基金の融資先等に対して、資産売却による債務圧縮のアドバイスを行うなど個別の経営アドバイス等を実施することにより、経営内容の改善を促進し、基金自体の債権の健全化に結びつける取り組みが行われている。
- ・また、独立行政法人の見直しにあたっては、奄美群島振興開発審議会ワーキンググループから報告された意見、政策評価・独立行政法人評価委員会による意見及び「独立行政法人改革等に関する基本の方針」(閣議決定)における指摘事項等を踏まえた検討・協議を行い、業務収入の増加、債権管理徹底等によるリスク管理債権の削減、一般管理費の適切な執行管理、内部統制の充実強化の推進及び具体的な繰越欠損金の解消計画を内容とする経営改善計画を策定し、課題の克服に向けた取り組みが進められている。

総合評定  
(S S, S, A, B, C の 5 段階)  
A

(評定理由)

奄美基金は、唯一奄美に存在する政策金融機関として、その制度趣旨に合致した業務運営が引き続き行われていることを認める。

また、業務プロセスの改善及び内部統制の強化による業務運営体制の効率化、利用者ニーズの把握及び業務への反映についての適切な対応及び人事制度の改善等において着実な業務改善の実績が認められる。また、引き続き一般管理費の削減、事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることも高く評価される。

さらに、リスク管理債権についても依然高い水準ではあるものの、着実に減少させているほか、昨年度より引き続き単年度利益を確保したことにより累積欠損金も減少する結果となった。

以上、総合勘案するに年度計画については順調に達成していると認め、上記評定とするに至ったものである。

なお、現下の経済状況は引き続き厳しい状況ではあるものの、今後とも、奄美群島における奄美基金の果たすべき役割を再認識し、国及び地方公共団体等関係機関との連携強化を図りながら、利用者ニーズの更なる発掘に努める等、引き続き奄美群島の自立的発展に向けた取り組みを行っていく必要がある。